新潟商工会議所 E-mail 通信　Vol.89

発行日：平成24年2月17日
担当：会員サービス課　service@niigata-cci.or.jp
〒950-8711　新潟市中央区万代島５番１号　万代島ビル７階
URL　http://www.niigata-cci.or.jp　　E-mail　office@niigata-cci.or.jp

みんなのいちばん近くにある芸術を
～春のにいがた総おどり　2012.4.1　りゅーとぴあ～

◆［第１部］和の響きと踊りのカ
【会場：りゅーとぴあ コンサートホール、能楽堂】
11:00 開演 ／ 18:00 終演
◎日本が誇る、太鼓、三味線、神楽舞、日本舞踊、クラシック、ダンス、踊り、歌が、１公演約30分。
朝からいくつものプログラムを1000円で見放題。
◎子どもからご年配の方まで低料金で楽しめて、無料イベントも開催。
【出演アーティスト】
市山七十世、武楽（源光士郎）、小戸下組獅子保存会、奥村和雄、経麻朗、石井朋子、ロマン喫茶、佐藤知、本間航、永島流新潟樽砧伝承会、田村祐介、松浜太鼓、踊りチーム（33団体）

◆［第２部］特別公演　【会場：りゅーとぴあ 劇場】
18:30 開演 ／ 20:30 終演
全編、日本を代表する振付師・國友須賀による振付け。映像と音楽を融合させた踊りのストーリーと、2010年総務大臣賞を受賞した、新潟下駄総踊りは、この地らしさを表現する絵巻物。
２時間の特別な舞台は、観る人々に時代を超えて、私たちらしさを教えてくれる。新たな芸術の形がここにある。
【振付け】國友須賀　【芸術監督】國友悠一朗

★★入場チケット お取り扱い★★
第１部「和の響きと踊りのカ」 1,000円（全席自由）
／第２部「特別公演」 2,500円（全席自由）
■にいがた総おどりの公式通販ひびはぴ
http://www.hibihapi.com/
■りゅーとぴあインフォメーション
■ローソンチケット
Tel：0570-084-003（Ｌコード：37828）
■電子チケットぴあ
Tel：0570-02-9999（Ｐコード：620-507）
■e+ イープラス　http://eplus.jp/（携帯＆パソコン）
■新潟総踊り祭実行委員会 事務局
Tel：025-211-2285
■その他プレイガイド：新潟伊勢丹プレイガイド（243-8689）／文信堂 CoCoL 本館（241-6218）／トップトラベル（285-2400）／ＢＰサービスデスク（240-4627）／新潟県民会館（228-4481）／文信堂書店 長岡店（0258-36-1360）／ジュンク堂書店 新潟店（374-4411）／サンライズプロモーション北陸（246-3939）

平成24年度
新潟市シティプロモーション認定事業募集中！

新潟市シティプロモーション推進協議会では、新潟市の都市イメージを高め、市外からの集客により活性化につながる事業を募集しています！
認定された事業には、助成金の交付や広報活動への支援を行います。

【応募資格】所在地を問わず法人格のある団体・任意団体
【対象事業】新潟市の都市イメージを高め、集客・交流人口の拡大につながる事業(ことし４月１日から来年３月31日までに新規または拡大実施する事業）
【助 成 額】助成対象経費の２分の１以内で最高１００万円
【募集期間】３月２３日（金）まで

詳しくは、新潟市シティプロモーション認定事業ホームページ
http://www.city.niigata.jp/info/kanko/cp/ninteijigyou/index.html

商売繁盛！　電子商い情報便３月より開始！

http://www.niigata-cci.net/akinai/

新潟商工会議所Ｅメール送信希望会員約 2,000 社に向けて、あなたの会社・お店のＰＲを、E-mail で配信致します。
１件につき、日を変えて２回送信致します。
お申込み手続きはインターネットから。
http://www.niigata-cci.net/akinai/
送信料金（１件につき）：１２,６００円（税込）

★★会報商い情報便との比較★★

・印刷の手間がかからない
　会報同封の場合、チラシを 4,300 部納品していただきます
・豊富な情報量
　複数ページのチラシ、自社サイトへの誘導等自由な情報発信が可能！添付データ（PDF）は 1MB 以内
・送信頻度がアップ！
　会報商い情報便は原則１回毎月 15 日発行
・料金が安価！
　会報商い情報便は B5/A4（1 枚）21,000 円（税込）

こんな告知が有効です…

●忘新年会、歓送迎会、暑気払いなど宴会プランのご案内　●職員旅行、団体旅行商品のご案内
●営業車両関係　●福利厚生関係　●文具、備品　●ユニフォーム　●通信関係
●暑中見舞い、年賀状印刷　●貸室、テナント募集　●各種イベント、説明会等への集客
●新製品情報　●独立開業　など　事業活動に必要となるサービス　…etc.

担当：新潟商工会議所　会員サービス課
〒950-8711　新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル７階
TEL（025）290-4411　FAX(025)290-4421　E-mail：service@niigata-cci.or.jp

万代くんとつばさくんの “ロダン・タイムズ”

税理士：八百板　誠

取扱説明書を読まない人への　応援歌
今年も　大雪になりましたね。
除雪をするとき　カゼの予防トリセツから
事業承継の盲点に気が付きました。
雪が積もると　除雪をとことんやってしまう人タイプの人の事業承継法

<万代くん>
連日の除雪作業ご苦労様です。先月号のＹ社長は、除雪が大好き。地表が見えるまで除雪をします。Ｙ社長が除雪をしているところに　Ｍ社長がやってきました。
「Ｙさん、除雪に精が出ますね。汗をかいてカゼをひかないでね。」
「Ｍさん、大丈夫だよ。 除雪をするときには、背中にタオルを入れてやってるんだ。タオルはストーブで暖めてから背中に入れると保温効果グー。除雪後は、タオルを背中から抜き取れば気分爽快、カゼ知らずさ。」
「へえ！除雪にタオル。でも、独りでは、タオルを背中に入れにくいねえ。」
「ハンガーを使うと独りでもできるから、工夫してごらん。」
「さすがＹさん、雪国の知恵ですね。その知恵を事業承継に生かしたら！」
「事業承継にどう生かすの？」
待てよ、キーポイントは「予防と汗」とすると、ロダンタイムしよっと。

事業承継にタオルを使う。皆さんも考えてみてください。
ヒントは
①後継者対策には、タオルを使うなんて聞いたことがない。
②今までの事業承継対策は、目に見える心配事のすべてを解決したと思う。
③汗は、体から噴出してくる。汗のように普段目に見えないものがあるんだろうか。

（恥と汗はかいても良い）　Ｙ社長さんロダンの結果
　貸借対照表を思い浮かべてみたら分かりました。決算書で目に見えないこと、それは含みの損益です。そういえば、Ｍ社長さんの会社は、バブル期購入不動産の売却で苦労してたっけ。Ｍ社長さんは、ＩＴバブルの頃に売却してたよな。我が社の工場は、今売却すると約１億円以上の損が出るんだろうなあ。この対策をしないで、退職するのは後継者に申し訳ない。Ｙ社長は、顔に吹き出る汗をハンカチで拭いながら、Ｍ社長のもとを尋ねました。

次号へ続く

Ｙ社長の悩みは
現在使っている不動産ですから、売却できない不動産。
でも、売却したい。さてどうしますか？

問題点から整理して、ロダンしておいてください。

相続相談を行なっていると、子供さんから、
「親には財産を残してくれて感謝はしていますが、
不動産問題を処理してくれていたら･･･。
もっと身軽な相続をしたかった。」
良く言われる言葉です。

【今月のテーマ】　障害者の雇用支援のために！

障害者雇用促進法でいう『障害者』とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な者」をいいます。

≪≪　障害者の範囲　≫≫

身体障害者	身体障害者とは？	「身体障害者障害程度等級表」の１級～6 級の障害を有する者および７級の障害を２つ以上重複して有する者をいいます。
	重度身体障害者とは？	「身体障害者障害程度等級表」の１級または２級の障害を有する者および３級の障害を2つ以上重複して有する者をいい、障害者数の算定や障害者雇用納付金の額の算定などの際に、その１人を２人の障害者として計算します。
	身体障害者であることの確認	原則として「身体障害者福祉法」に基づく**「身体障害者手帳」**によって行います。
知的障害者	知的障害者とは？	児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または法第 19 条の障害者職業センター（以下「知的障害者判定機関」という。）によって知的障害があると判定された者をいいます。
	重度知的障害者とは？	知的障害者判定機関により知的障害者の程度が重いと判定された者をいい、障害者数の算定や障害者雇用納付金の額の算定などの際に、**その１人を２人として計算します。**
	知的障害者であることの確認	原則として、都道府県知事が発行する**「療育手帳（愛の手帳）」**または知的障害者判定機関の判定書によって行います。
精神障害者	精神障害者とは？	次に掲げる者であって、症状が安定し、就労が可能な状態にある者をいいます。（法第２条第６号） ①　精神保健福祉法第 45 条第２項の規定により**「精神障害者保健福祉手帳」**の交付を受けている者 ②　統合失調症、そううつ病（そう病・うつ病を含む）またはてんかんにかかっている者 なお、雇用義務等に関する規定の適用に関しては、**①に該当する者を雇用しているときにはその数に相当する身体障害者または知的障害者である者を雇い入れたものとみなすこととされ**ています。
	精神障害者であることの確認	「精神障害者福祉手帳」によるほか、医師の診断書、意見書等により確認を行います。なお、医師の診断書、意見書等による精神障害者であることの判断は、雇用対策（障害者雇用納付金制度に基づく助成金制度等）についてのみ有効なものです。
その他の障害者	発達障害者とは？	次の障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいいます。（発達障害者支援法第２条第１項） ①　自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害 ②　学習障害　　③　注意欠陥多動性障害 ④　その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの
	発達障害者であることの確認	医師の診断書により行います。

障害者の雇用の状況　～民間企業の実雇用率は１．６５％（法定雇用率は１．８％）～

平成 23 年６月１日現在の一般の民間企業の実雇用率は、１．６５％でした（H22 年７月制度改正あり）。ハローワークにおける障害者の職業紹介状況をみると、近年の新規求職申込件数、就職件数ともに、10 年前と比べて大きく伸びています。その理由として次のことが考えられます。

★　障害者の「働きたい」という意欲の高まり
★　企業側の取組の拡大　（コンプライアンス・ＣＳＲの観点からの障害者雇用の取組の進捗等）
★　ハローワーク等における取組の強化　（トライアル雇用やジョブコーチ支援などの雇用支援策の積極的な活用、関係機関との連携した支援の充実等）

身体障害者または知的障害者の雇用義務（障害者雇用率制度）

事業主は、障害者雇用率（いわゆる法定雇用率）によって計算される法定雇用障害者数以上の身体障害者または知的障害者を雇用しなければなりません。この法定雇用障害者数は、各事業所をまとめた企業全体について計算されます。

なお、精神障害者は雇用義務の対象ではありませんが、精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用している場合には、各企業における雇用障害者数の算定対象に加えることができます。

企業が雇用しなければならない障害者数

各企業は、その雇用する障害者数が、法定雇用障害者数以上であるようにしなければなりません。

法定雇用障害者数（１人未満切捨）　＝　企業全体の常時雇用する労働者の総数(※)　×　障害者雇用率（民間企業は１．８％）

（※）・短時間労働者は、１人を０．５人として計算します。
・除外率設定業種に属する事業を行う事業所については、除外率に相当する労働者数（１人未満切捨）を控除します。

企業における雇用障害者数の算定の方法

		30時間以上の常時雇用する労働者	20時間以上30時間未満の短時間労働者
身体障害者	重度以外	○ 〔1人 ⇒ 1人カウント〕	△ 〔1人 ⇒ 0．5人カウント〕
	重度	◎ 〔1人 ⇒ 2人カウント〕	○ 〔1人 ⇒ 1人カウント〕
知的障害者	重度以外	○ 〔1人 ⇒ 1人カウント〕	△ 〔1人 ⇒ 0．5人カウント〕
	重度	◎ 〔1人 ⇒ 2人カウント〕	○ 〔1人 ⇒ 1人カウント〕
精神障害者		○ 〔1人 ⇒ 1人カウント〕	△ 〔1人 ⇒ 0．5人カウント〕

子会社などについての雇用率算定の特例

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会を確保し、法定雇用率（1．8%）以上の障害者を雇用することは個々の事業主(企業)ごとに義務付けられていますが、障害者の雇用の促進および安定を図るために事業主が一定の措置を講じた場合には、その特例が認められています。

障害者雇用を支援する機関

障害者の就職に向けた支援を実施したり、障害者を雇用する事業主に対してサービスを提供する機関には次のようなものがあり、それぞれが必要に応じて連携し、支援を実施しています。

障害者を雇用した場合等の助成金・奨励金【平成２３年度版】

名称・内容	支給額（中小企業事業主）
特定就職困難者雇用開発助成金 高年齢者、障害者、母子家庭の母等の就職が特に困難な人を雇い入れた場合	対象者１人につき １３５万円 〔重度障害者等は ２４０万円〕 〔短時間労働者は ９０万円〕
トライアル雇用奨励金 ①45歳以上の中高年齢者、②40歳未満の若年者等、③母子家庭の母等、④季節労働者、⑤中国残留邦人等永住帰国者、⑥障害者、⑦日雇労働者・住居喪失不安定就労者・ホームレスを、短期間の試行雇用として雇い入れた場合	対象者１人につき 月額４万円 （最大３ヶ月間で１２万円）

助成金		金額
精神障害者等ステップアップ雇用奨励金 週 20 時間以上の就業を目指す精神障害者および発達障害者を３ヶ月から 12 ヶ月の間試行的に雇用（ステップアップ雇用）した場合		対象者１人あたり月額２万５千円 （最大 12 ヶ月間）
グループ雇用奨励加算金 また、同時に複数の精神障害者および発達障害者をステップアップ雇用し、支援担当者を選任した場合		１グループにつき月額２万５千円 (最大 12 ヶ月間)
発達障害者雇用開発助成金 発達障害者を雇い入れた場合		対象者１人につき　１３５万円 〔短時間労働者は　９０万円〕
難治性疾患患者雇用開発助成金 難病のある人を雇い入れた場合		対象者１人につき　１３５万円 〔短時間労働者は　９０万円〕
精神障害者雇用安定奨励金	精神障害者支援専門家活用奨励金 精神障害者の支援の専門家を雇用・委嘱した場合	◆専門家を雇用した場合 １人につき　１８０万円 〔短時間労働者は　１２０万円〕 ◆専門家を委嘱した場合 委嘱１回あたり　１万円 （上限２４万円）
	社内精神障害者支援専門家養成奨励金 精神障害者の支援を担当する専門家を養成した場合	履修者１人につき 養成課程の履修に要した費用の２/３ （上限５０万円）
	社内理解促進奨励金 精神障害者と働くために役立つ講習を受講させた場合	講習１回につき 要した費用の１/２（上限５万円）
	ピアサポート体制整備奨励金 精神障害者にピアサポートの業務を担当させた場合	社内の精神障害者の配置にあたり ２５万円
職場支援従事者配置助成金（職場支援パートナー配置助成金） 障害者に対する職場支援従事者（職場支援パートナー）の配置を行った場合		対象者１人あたり月額４万円 〔短時間労働者は 月額２万円〕
障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金） 一定規模（56 人～300 人）の中小企業事業主が初めて障害者を雇い入れた場合		１事業主につき　１００万円
特例子会社等設立促進助成金 障害者に一定の配慮をした子会社等を設立した場合		新規に１０人以上雇用し、一定の条件を満たす場合に ２０００万円～７５００万円
障害者雇用納付金制度に基づく助成金	障害者作業施設設置等助成金 障害者福祉施設設置等助成金 障害者介助等助成金 職場適応援助者助成金 重度障害者等通勤対策助成金 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 障害者能力開発助成金	内容により 助成率　１/３　～　４/５ （上限あり）
障害者就業・生活支援センター設立準備助成金		１事業主につき６００万円

◇◆◇　「雇用の安定のために」～事業主の方への給付金のご案内～　◇◆◇
☞　http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/koyouantei_gaiyo.html

☆★　詳しい内容については労務管理の専門家にお聞き下さい！
新潟県社会保険労務士会ホームページ http://www.sr-niigata.jp　★☆

平成 24 年１早期景気観測（日本商工会議所）調査結果のポイント

業況ＤＩは、若干改善するも、先行きは力強さに欠ける

１月の全産業合計の業況ＤＩは、▲３１．９と、前月から＋３．０ポイント改善した。復興需要を見据え、建築資材の取引が活発な卸売業の業況が大幅回復したことが主要因。しかし、超円高により、輸出の減少や取引先の海外移転加速に伴う受注の減少などの悪影響が及んでおり、企業経営は厳しい状況が続いている。
先行きについては、先行き見通しＤＩが▲３１．４（今月比＋０．５ポイント）と、ほぼ横ばいとなる見通し。今後、第三次補正予算の本格執行が見込まれるが、地域経済への波及効果がまだ弱く、大幅な業況改善にはつながらないとの声が多い。また、超円高や海外経済の動向、先行き不安に起因する消費マインドの冷え込みなど、懸念材料が多いことから、先行き見通しに対する慎重な見方が根強い。　詳しくは、http://www.jcci.or.jp/lobo/201201.html